

越前町過疎地域持続的発展計画（素案）に関する パブリックコメント実施要領

1. 目的

令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、旧法に引き続き、越前地区が一部過疎地域に指定された。そこで越前町では、過疎地域における持続的発展可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するため、新たに令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5ヶ年を計画期間とし、現在、前述を前期計画と位置づけ令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5ヶ年を「越前町過疎地域持続的発展計画 後期計画」の策定に取り組んでいる。この計画の策定過程において、素案を公表し、町民の皆様からの意見の提出を広く求め、提出された有益な意見を考慮して意思決定を行うことをもって、より良い計画の策定に資することを目的とする。

2. 公表する計画等の名称

越前町過疎地域持続的発展計画（素案）

3. 参考資料の名称

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）

4. 計画等及び参考資料の閲覧方法

- （1）越前町のホームページ
- （2）越前町役場企画振興課

5. 意見等の募集期間

令和7年11月14日（金）から令和7年11月25日（火）

※郵送の場合は、11月25日（火）必着

※持参する場合は、11月25日（火）17時まで

6. 意見等の提出方法

- （1）郵送又は持参 〒916-0192 越前町西田中第13号5番1 越前町役場 企画振興課宛
- （2）FAX 0778-34-1236
- （3）電子メール kikaku@town.echizen.lg.jp

※意見書の様式は自由とするが、必ず題名、住所、氏名及び連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)を明記のこと。また、別紙様式も使用可。

※電話による意見等の受付はしない。

7. 意見等の取扱い

- （1）提出された意見等に対する直接の回答は行わない。
- （2）提出された意見等を整理又は要約した上で、本町の考え方を整理した結果をホームページ等で公表する。
- （3）個人情報、この意見募集以外の目的には使用しない。